

委員からの意見・質問一覧

番号	項目	意見・質問内容	事務局の回答
1	従事する者 員数	従事する者について、札幌市の考え方は、国の基準どおりとなっているが、児童福祉法34条2-8-2第1校に示されているのは、「適切な遊び及び生活の場を与えて」とあるが、資格要件では、「児童の遊びを指導する者」と遊びのみの限定ではいかなもののでしょうか。家庭支援の役割も今後多くなってくると思います。	国の基準案では、これまでガイドラインでも望ましいとしてきた「児童の遊びを指導する者」を資格要件としていますが、具体的には保育士や社会福祉士、教諭免許を有している方々などを指しています。また、家庭支援の重要性も認識しており、知識や技能を習得するための研修の制度化も示されています。
2		従事する者について、①のような任用資格ならば、専門性もあまり問われず、また、子どもの遊びと生活を保障し、さらに親への子育てアドバイザー的役割も加えるならば、余程の研修を積まなければならず、そういった視点でいえば、今後の研修には格別な配慮が必要だと思います。	同上
3		従事する者について、共保（民間児童育成会）の有資格者の現時点での実数がほしいと思います。	別紙参照 また、事前に配付した資料に誤りがありましたので訂正いたします。 誤：民間の無資格者34%→正：民間の無資格者24%
4		民間であれば、留守家庭児童しか入所していないと思われるが、員数と有資格者で常勤者が何名配置されているのか。	同上
5		活動協会（児童会館・ミニ児童会館）においては、児童クラブと一般来館児童生徒が同時に来館しているが現状の来館数(クラブと一般来館の計)と職員(正規と臨時別)の配置数について、開示していただきたい。	別紙参照
6		職員配置について、1つの集団で「おおむね40名」までが適当、員数については2名以上の配置、40名を超えるクラブについて複数のクラブに分割し運営することに努めることとなっているが、児童20名に1名の資格者又は、研修を受講した常勤従事者を配置することを札幌市の考え方と捉えてよいか確認したい。一般来館児童・生徒に対する指導員の数についても同様とするのか、示していただきたい。	職員配置については、児童数ではなく集団の数に応じて、職員を配置することになります。 ただし、児童会館等で20人未満のクラブの場合は、兼務が可能ということで担当指導員は1人となります。 また、一般来館児童に対する指導員体制については、放課後児童クラブの基準内容を踏まえ、別途検討することになります。

7		<p>従事する者について、国の基準案どおりとなっておりますが、学童保育の役割の第一である「子どもの安心・安全の確保」は、親、指導員双方の目線でみても、二人とも有資格者でなければならないのではないでしょうか。</p>	<p>国の基準案では、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいとする一方で、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことの意義も重要視し、従事する者全員に資格を求めず、有資格者の員数は1人以上としています。こうした有資格者以外の者に対しても、知識習得のために体系的な研修制度を整備し、職員の質の向上を図っていくことになるため、必ずしも有資格者が2人以上である必要性はないと考えます。</p>
8		<p>員数について、民間学童保育所には、校長、園長や用務員等はいないので、2人以上を配置というのであれば、2人とも有資格者は必要ではないでしょうか。</p>	<p>同上</p>
9	<p>従事する者 員数</p>	<p>従事する者について、仮に有資格者一人無資格者一人で、有資格者が病気または退職等で無資格者一人または二人となった場合の対応はどうなるのでしょうか。現実には私が土曜一人体制のとき、子どもの大けがで救急車出動要請し、私と当該児童が救急車に乗ると、現場には指導員がおらず、来合わせた父母に留守番を頼んだという事例もありました。</p>	<p>基準で定める従事する者や員数については、放課後児童クラブを実施するにあたり、基本的に遵守すべきものであって、緊急時等やむを得ない事情で一時的な状況にまで適用となるものとは考えておりません。 また、実際の職員配置については、各クラブにおいて様々なケースを想定し対応策をご検討いただくこととなります。</p>
10		<p>員数について、40人に指導員2人では、現在基準の36人～45人は、指導員3人体制というところの36人～40人までは、条件的には施策の後退ということになるので、何らかの救済措置をお願いします。</p>	<p>これまで員数についての基準はなく、指導員体制も各クラブが実情に応じて決めていたところであり、今回定める基準についても、放課後児童クラブを実施するにあたり、最低限必要なものとして求める内容であるため、実際の職員配置は各クラブの実情に応じてご検討いただくこととなります。</p>
11		<p>員数について、「併設する施設の職員等が兼務可能な場合、一人でも可とすることが適当」とありますが、札幌市の民間学童は、上記に該当するところは1か所もないので、2人体制は確立されたと理解してよろしいのでしょうか。</p>	<p>放課後児童クラブの実施にあたり、併設する施設の職員等が兼務できないところは、2人以上の職員配置が必要となります。</p>
12		<p>児童おおむね15人以内に対して1名の職員配置が望ましい</p>	<p>放課後児童クラブの現状や保護者アンケートの結果、専門委員会での議論の内容などを踏まえても、国の基準案が適当と考えます。</p>

13		<p>集団の規模について、札幌市の児童クラブ出席率は61.8%とあるが、比較上、民間の出席率も出していただきたいと思います。</p>	<p>平成24年度の民間児童育成会の出席率は70.7%です。 ※1日平均出席数19.84人÷平均登録児童数28.04人</p>
14		<p>ミニ児童会館に関しては、1クラス25名以内が望ましい</p>	<p>放課後児童クラブの現状や保護者アンケートの結果、専門委員会での議論の内容などを踏まえても、国の基準案が適切と考えます。</p>
15	<p>集団の規模 施設・設備</p>	<p>集団の規模について、国基準の考え方が札幌市の考え方に即なるのか、もう少しわかりやすい文言で説明していただきたいと思います。例えば、テレビ等で報道されていた在籍150名という児童会館内児童クラブ等を例として、イメージ化できるような説明がいただければと思います（児童1人当たり1.65㎡の確保ができるのか）。</p>	<p>あけぼの児童会館を例とした場合（25年4月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ登録数150人 ・活動スペース153.79㎡（図書室39.69㎡、クラブ室46.17㎡、遊戯室67.93㎡） ・児童1人当たり1.03㎡ <p>仮に児童数の考え方を登録者の実数とした場合、40人弱の4グループに分けたとしても、面積要件において基準を下回ることとなり、児童1人当たり1.65㎡以上確保するためには、登録は93人までで、57人が児童クラブを利用できないこととなります。</p> <p>しかし、出席率は64.8%となっているため、実際の利用者は97人とほぼ基準と同じ状況になりますので、児童数の考え方については柔軟に対応する必要があると考えています。</p>
16		<p>施設面積については、居室の面積と理解するが遊戯室や図書室は、居室に当たらないと考える。ミニ児については、常時利用できるスペースを確保できる学校は極少数であり、更に面積が128㎡とあるが、事務室が32㎡程度含まれている施設がほとんどで、面積から除外すべきである。また、一般来館児童を合算することが必要。</p>	<p>児童会館の遊戯室や図書室は、児童クラブ員の活動拠点として機能しているところであり、スペースに含めることが適切と考えます。また、ミニ児童会館についても、事務スペースを必要最低限に縮小し、児童の活動スペースの確保に努めております。</p> <p>また、児童会館には専用の体育室を整備し、ミニ児童会館についても、学校の体育館やグラウンドをお借りするなど、一般来館児童も考慮した活動スペースの確保に努めております。</p>

17		施設設備について、1教室のみのミニ児童会館の存在もあるやに聞いておりますが、箇所数と40人を超えた場合の対処についても説明いただければと思います。	活動室が1教室分のミニ児童会館は20か所あります。札幌市の考え方としては、現在利用している児童が利用できることがないような、また、今後利用を希望する御家庭についても、可能な限り受け入れができるような基準や対応を検討してまいりたいと考えております。ミニ児童会館については、余裕教室がなく活動室の拡張が困難な学校も多いため、当面の対応としては、学校に協力をいただきながら、活動スペースの確保に努めていく必要があると考えております。
18	集団の規模 施設・設備	施設設備について、札幌市の考え方の中で、「ミニ児童会館については、学校の多目的室等が常時使用できる場合はスペースに含める」とありますが、現実的に学校の多目的室等が常時使用できる実態になっているのでしょうか（学校現場は現在金曜日を除きすべて6時間授業です）。	同上
19		事業の実施の促進で学校の余裕教室の貸し付けなどによる事業の促進とあるが、札幌市の実態は、児童数の多い校区ほど児童クラブなどの利用希望児童が多く、一方学校も余裕教室などは発生しない。1小学校区に1施設を設置するのであれば、増築などの方向も考えるべきであると思われるがいかがか。	施設面積の確保や放課後児童クラブの箇所数などは、昨年実施した子ども子育て支援ニーズ調査結果による将来の児童数の動向も踏まえ、札幌市子ども子育て支援事業計画（仮称）の策定において検討していく必要があると考えております。
20		施設面積については、現在の来館数だけでなく、将来の児童数の動向を調査し、決定すべきと考える。	同上
21	開設日数 開設時間 その他	市内に数か所祝祭日も開設している児童クラブを設置されたい。	現在、日曜日や祝日等における留守家庭児童の居場所としては、一部の認可外保育所などが受け入れを実施しているほか、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会が一人親を対象に実施する「ほりで一まむ」があります。児童クラブの日曜日や祝日などの開設については、昨年実施したニーズ調査の結果なども踏まえ、必要性を検討してまいりたいと考えております。
22		学校・地域・保育園・幼稚園等との情報共有を一層深める必要があると思われる。	学校や地域、保育所・幼稚園等との連携について、国の基準案では具体的な内容は示されていませんが、既存のガイドラインをベースに規定されることとなります。

23		札幌市が活動協会に委託している児童会館・ミニ児童会館は、留守家庭児童だけでなく一般の児童生徒も利用しているが、今回の会議では、クラブのみの議論がなされるように思われるが未来局の考えを示していただきたい。	今回、国で定める基準としては、放課後児童クラブに関することのみとなっておりますが、児童会館やミニ児童会館事業全体のあり方についても、今後検討していかなければならない重要な課題と認識しております。
24		札幌市の施設は中高生を含んだ施設利用を実施しているが今後の施設利用の考え方を整理し、明らかにすべきと考えるがいかがか。	同上
25	その他	費用負担割合について、新制度では保護者負担を50%求めることとなっているが、これについて札幌市としてどのような考え方を持つのか。私見ではあるが、これまで同様公設民営の児童会館については、無料とすべきと考えますがいかがか。	札幌市の児童クラブは、実施場所として既存の児童会館等の活用や、全児童対策と一体的な実施などにより、経費を最小限にとどめることで、保護者負担の軽減に努めております。現段階においては、引き続き、無料（一部有料）で運営したいと考えておりますが、新制度以降は、適正な利用者負担のあり方について、別途検討しなければならない状況もあり得ると考えます。
26	その他	指導員の処遇改善については、予算もつき、大幅な改善が予想されますが、従来のような助成金の大枠の中での助成ということになれば、必ずしも指導員への処遇改善へつながらぬ恐れがあります。何か良い方策をお願いします。	指導員の処遇改善については、専門委員会でも意見として挙げられておりますので、札幌市としても国の動向を注視してまいりたいと考えております。
27		今回、障がい児について、一言も言及されておられません。何か別枠で考えられているのでしょうか。	国の報告書では、その他の論点として、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実や強化の必要性がうたわれていますので、札幌市としても国の動向を注視してまいりたいと考えております。
28		実態把握のためにぜひ現場の視察を委員さんをお願いしたいと思います。大規模児童会館（81人以上）、1教室のミニ児、大規模民間（35人以上）、中規模民間（20人以上）、計4館以上よろしく願いいたします。	検討時間の都合上、部会としての視察の予定はありません。